

# はり・きゅう・あん摩マッサージ 指圧の施術を受ける方へ



鍼灸院・マッサージ院等では、  
**健康保険が使える範囲**が決められています。

※健康保険を使って、鍼灸院・マッサージ院等で施術を受ける場合、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。また、継続して施術を受けるためには、6か月(変形徒手矯正術にかかるには1か月)ごとに医師の診察を受け、同意を得る必要があります。

## はり・きゅうの場合

### 【健康保険が使える場合】

- ①神経痛
- ②リウマチ
- ③頸腕症候群
- ④五十肩
- ⑤腰痛症
- ⑥頸椎捻挫後遺症

医師による適切な治療手段がなく、  
医師がはり・きゅうの施術を受ける  
ことを同意した場合

### 【健康保険が使えない場合】

左記のはり・きゅう対象傷病で  
あっても、病院等で同じ傷病の治  
療や投薬（湿布薬を含む）を受けた  
場合

単なる肩こりや腰痛など  
の症状についても対象に  
はなりません。



## あん摩マッサージ指圧の場合

### 【健康保険が使える場合】

- ①筋麻痺（筋肉が麻痺して自由に動けない症状）
- ②筋委縮（筋肉がやせた症状）
- ③関節拘縮（関節が硬くて動きが悪い症状）

症状の改善のために、医師が医療上の  
マッサージとして同意した場合

### 【健康保険が使えない場合】

病院等において、同じ傷病の治療の  
ため同じ日に医療上のマッサージ  
（リハビリテーション）を受けている場合

疲労回復・リラクゼーション・予防の  
ためのマッサージについても対象に  
はなりません。

# はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧 を正しく受けるために大切なこと



歩行・通院が可能な場合の訪問施術は、認められていません！

「訪問施術」とは、自分で歩くことが難しい場合や、病気やケガのために外出が制限されている場合、施術師が患者宅等へ訪問して施術を行うことです。



下記のような場合には、訪問施術が認められないことがあります！

- 自宅から遠いので施術師に来てもらう
- 歩けるが施術師が来てくれると言ってくれたので来てもらった
- 日常生活は、車や公共交通機関（バス・電車等）で外出可能だが施術師に来てもらう



「代理人への委任」欄には自分で署名する



よく確認せずに署名をすることは、間違いにつながるおそれがあります。

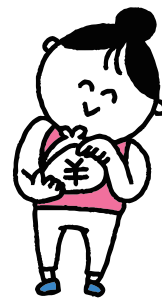
「療養費支給申請書」の下記の内容を確認してから「代理人への委任」欄に自分で署名（サイン）又は押印をしましょう。

- 支払った金額と合っているか
- 施術日数は合っているか（ひと月の施術を受けた日数）
- 傷病名や症状・施術内容は正しいか



領収証を必ずもらう

医療費通知書と金額や内容に間違いがないか確認をお願いします。高額療養費や医療費控除の申請に領収証が必要となります。



施術内容等について保険者からお尋ねすることがあります。鍼灸院・マッサージ院等で施術を受けた場合は、傷病名や症状、施術内容、施術年月日の記録や領収書等を保管し、ご自身で回答できるよう、ご協力をお願いします。